

工事部分の床面積が10m²を超える解体をする場合は 「建築物除却届」が必要です

「建築物除却届」…建築基準法第15条第1項の規定による届出

工事部分の床面積が10m²を超える建築物の解体をする場合に提出が義務付けられている届出

(※建設リサイクル法や滅失登記とは異なる手続きになります。)

工事を行う市町村	提出先	問い合わせ先
泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、 貝塚市、柏原市、交野市、河内長野市、 四條畷市、摂津市、泉南市、大東市、 高石市、富田林市、阪南市、藤井寺市、 松原市 河南町、熊取町、島本町、太子町、 田尻町、忠岡町、豊能町、能勢町、岬町、 千早赤阪村	大阪府	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ 〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階 TEL 06-6210-9721（内線 4391）
(特定行政庁) 大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、吹田市、 高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、 茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、 池田市、羽曳野市	各市役所	各市役所

建築物除却届についてのホームページ

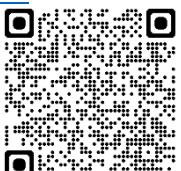
建築工事届及び建築物除却届について

https://www.pref.osaka.lg.jp/0130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/jyokyaku.html#jokyaku



建築工事届・建築物除却届についてのよくある質問

https://www.pref.osaka.lg.jp/0130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/koji_jokyaku_faq.html



提出方法は裏面へ→

(1)オンライン提出

1



大阪府 Osaka Prefectural Government

防災・緊急情報

建築工事届及び建築物除却届について

目次（クリックして移動）

1. 建築工事届について

QR code

HPへアクセス

2

大阪府行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

大阪府では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

システムにログイン

※初回利用の場合アカウント作成
が必要です。

3



申請内容の入力

建築物除却届

届出年月日（自動入力）

自動入力のため変更しないでください。

年 2025年（令和7年） 月 10月 日 30

除却工事施工者についての情報

QR code

フォーム入力

4



申請内容照会

申請状況

手続きが完了しました

お問い合わせ先

都市整備部 住宅建築局 建築指導室審査指導課
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：06-6210-9721

入力完了

完了ページから控えを
ダウンロードできます。

(2)窓口提出

大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階
建築指導室審査指導課 9番窓口

(3)郵送提出

〒559-8555
大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階
審査指導課調整グループ 建築物除却届担当 宛



(担当) 都市整備部 住宅建築局 建築指導室
審査指導課 調整グループ
TEL 06-6210-9721 FAX 06-6210-9719